

第64回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面記載省略事項)

■ 主要な営業所および工場

■ 会社の新株予約権等に関する事項

■ 会計監査人に関する事項

■ 会社の体制および方針

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

■ 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

株式会社島精機製作所

## 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

### ①当 社

本 社：和歌山県和歌山市坂田85番地

支店、テクニカルサービスセンター（T S C）：

東京支店		（東京都中央区）
	東京 T S C 甲 府	（山梨県中巨摩郡昭和町）
	東京 T S C 太 田	（群馬県太田市）
東日本支店		（新潟県五泉市）
	東日本 T S C 山 形	（山形県山形市）
	東日本 T S C 福 島	（福島県伊達市）
西日本支店		（大阪府泉大津市）
	西日本 T S C 名 古 屋	（名古屋市中区）
	西日本 T S C 四 国	（香川県東かがわ市）

工 場：本社工場（和歌山県和歌山市）

### ②子 会 社

株式会社 シマファインプレス	（和歌山県和歌山市）
株式会社 海南精密	（和歌山県海南市）
東洋紡糸工業株式会社	（大阪府泉北郡忠岡町）
SHIMA SEIKI EUROPE LTD.	（イギリス）
SHIMA SEIKI U. S. A. INC.	（アメリカ）
島精機（香港）有限公司 （SHIMA SEIKI (HONG KONG) LTD.）	（中国）
SHIMA SEIKI ITALIA S. P. A.	（イタリア）
島精榮榮（上海）貿易有限公司 （SHIMA SEIKI WINWIN SHANGHAI LTD.）	（中国）
SHIMA SEIKI SPAIN, S. A. U.	（スペイン）
東莞島榮榮貿易有限公司 （SHIMA SEIKI WINWIN DONGGUAN LTD.）	（中国）
SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD.	（タイ）
SHIMA SEIKI KOREA INC.	（韓国）

## 会社の新株予約権等に関する事項

### 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	保有者数	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	行使期間	行使 条件
第3回新株予約権 (2018年7月25日)	取締役 (監査等委員 及び社外取締役 を除く。) 2名	6個	当社普通株式 600株	1株当たり 4,369円	1株当たり 1円	2018年8月 18日から 2048年8月 17日まで	(注)
第4回新株予約権 (2019年6月27日)	取締役 (監査等委員 及び社外取締役 を除く。) 2名	4個	当社普通株式 400株	1株当たり 2,261円	1株当たり 1円	2019年7月 19日から 2049年7月 18日まで	(注)
第5回新株予約権 (2020年6月25日)	取締役 (監査等委員 及び社外取締役 を除く。) 2名	4個	当社普通株式 400株	1株当たり 900円	1株当たり 1円	2020年7月 17日から 2050年7月 16日まで	(注)
第6回新株予約権 (2021年6月25日)	取締役 (監査等委員 及び社外取締役 を除く。) 2名	8個	当社普通株式 800株	1株当たり 1,542円	1株当たり 1円	2021年7月 16日から 2051年7月 15日まで	(注)
第7回新株予約権 (2022年6月28日)	取締役 (監査等委員 及び社外取締役 を除く。) 2名	8個	当社普通株式 800株	1株当たり 1,908円	1株当たり 1円	2022年7月 20日から 2052年7月 19日まで	(注)
第8回新株予約権 (2023年6月28日)	取締役 (監査等委員 及び社外取締役 を除く。) 2名	8個	当社普通株式 800株	1株当たり 1,745円	1株当たり 1円	2023年7月 20日から 2053年7月 19日まで	(注)
第9回新株予約権 (2024年6月26日)	取締役 (監査等委員 及び社外取締役 を除く。) 2名	8個	当社普通株式 800株	1株当たり 1,619円	1株当たり 1円	2024年7月 18日から 2054年7月 17日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。

## 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	交付者数	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使価額	行使期間	行使 条件
第9回新株予約権 (2024年6月26日)	執行役員 5名	10個	当社普通株式 1,000株	1株当たり 1,619円	1株当たり 1円	2024年7月 18日から 2054年7月 17日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。

## その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会計監査人に関する事項

### 会計監査人の名称

大手前監査法人

### 会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額                    | 29百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 会社の体制および方針

### 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、取締役会において次のとおり決議し、運用を行っております。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員は、「シマセイキグループ行動基準」に基づき、法令・定款ならびに社会規範の遵守を図る。
- ②コンプライアンス委員会のもと、当社グループ横断的なコンプライアンスの推進を図る。
- ③法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、通常の報告ルートに加え、グループ会社も対象とする企業倫理ヘルプラインを通じ報告・通報できる体制とする。なお、通報を行った者は通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④財務報告の信頼性を確保し、適正な財務報告を実現するため、内部統制システム推進本部のもと、財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を評価する。
- ⑤市民社会に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ⑥コンプライアンスの状況について、内部監査室が監査を行う。

#### (運用状況の概要)

コンプライアンス委員会を定期的に（年2回）開催するとともに、コンプライアンスに関する情報の発信等を行っております。また上記に加え「シマセイキグループ行動基準」の遵守状況を確認しています。外部窓口も含めたコンプライアンス相談窓口（企業倫理ヘルプライン）を設置し、運用を行っております。財務報告に係る内部統制については、内部監査室によりその整備・運用状況の有効性について評価を実施しています。コンプライアンスの遵守状況については、内部監査室が監査を行っております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書取扱規程に基づき適切かつ確実に記録・管理し、検索性の高い状態で保存する。
- ②取締役は、常時その情報を閲覧できるものとする。
- ③情報資産の重要性を認識し、情報の漏洩・紛失等を防止するため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会のもとその適切な管理を図る。

### (運用状況の概要)

取締役会議事録など重要な文書については、文書取扱規程に基づき適切に保管・管理を行うとともに、情報セキュリティ委員会を定期的に（年2回）開催し、取り組み方針に基づき情報資産の適正な管理を図っています。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会のもと当社グループ全体のリスクを管理する。
- ②リスク管理委員会においてリスクを分析・評価し、リスクの合理的な管理、対応策の検討を行い、リスクを継続的に監視する。
- ③不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備する。
- ④リスク管理の状況については、内部監査室を通じ監査を行う。

### (運用状況の概要)

リスク管理については、リスク管理委員会を定期的に（年2回）開催し、想定されるリスクについて管理を行っています。また事業継続計画を策定し、運用しています。リスク管理の状況については内部監査室による監査を行っています。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、各取締役の業務執行状況を正確に把握し、迅速かつ柔軟に経営判断できるよう原則として毎月1回以上、必要に応じ随時機動的に開催し、法令で定められた事項および経営上の重要な事項の審議や経営方針を決定するとともに、業務執行を監督する。
- ②各取締役の業務執行については、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等の社内規則に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に行われる体制とする。

#### (運用状況の概要)

取締役会は毎月1回以上（当事業年度は12回）開催し、取締役の業務執行状況の正確な把握を図り、迅速かつ柔軟に経営判断を行っています。また取締役は、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等に基づいて効率的かつ機動的な職務執行を行っています。さらに、執行役員制度を採用し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任の明確化を図るとともに、取締役会の監督機能の強化ならびに意思決定の迅速化による経営の効率化を図っています。

#### (5) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ会社においても「シマセイキグループ行動基準」を共有し、コンプライアンスの推進を図る。
- ②当社グループにおける効率的な内部統制システムを構築するため、グループ会社を主管する部門等を通じ事業運営やリスク管理等に関し、グループ会社への指導・支援を行う。
- ③当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能および経営管理体制の強化を図る。
- ④関係会社管理規程により、重要案件の当社への決裁・報告制度を通じたグループ会社の経営管理を行う。
- ⑤当社内部監査室により、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規定の遵守状況およびリスク管理状況等に関する内部監査を実施する。

#### (運用状況の概要)

グループ各社に「シマセイキグループ行動基準」を適用し、コンプライアンス意識の醸成を図っています。関係会社管理規程により、グループ各社からの報告や当社による承認手続きを通じて重要案件の適正な管理を行っています。内部監査室がグループ会社の監査を実施し、業務の適正の確保を図っています。

#### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査等委員会の要請により、内部監査室が監査等委員会の職務の補助を行うものとする。
- ②監査等委員会が求めた職務に関しては、内部監査室は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとし、監査等委員会の指示に従うものとする。

#### (運用状況の概要)

監査等委員の要請があれば、内部監査室が監査等委員の補助を行います。監査等委員と内部監査室は、毎月1回定期的に会議を実施し、監査業務の充実のために連携を図っています。

#### (7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社および当社グループ会社の取締役、従業員等は、当社および当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事項、法令・定款違反の行為、内部監査の実施状況、企業倫理ヘルプラインを通じた通報等について、速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
- ②前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社および当社グループ会社の取締役、従業員等に対して報告を求めることができ、報告を求められた者は迅速に対応を行うものとする。
- ③監査等委員会に報告を行った者はその報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④監査等委員は、取締役の業務執行状況等を把握するため、重要と思われる会議に出席できるものとする。

(運用状況の概要)

監査等委員は、適宜当社グループの取締役、従業員等から報告を受けるとともに、重要な会議への出席やグループ各社に出向き監査に必要な情報の入手を行っています。

**(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査等委員は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
- ③ 監査等委員会独自で外部の専門家による監査業務に関する助言を受けることができる。

(運用状況の概要)

監査等委員がその職務の執行にあたり生じる費用については適正に前払いまたは償還を行っています。監査等委員は代表取締役、会計監査人と会合を行い、情報および意見の交換を行っています。また内部監査室とは毎月会議を実施し、連携を図っています。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	14,859	23,422	46,236	△3,919	80,599
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△345		△345
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△14,275		△14,275
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△1		7	5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1	△14,621	7	△14,615
2025年3月31日残高	14,859	23,420	31,615	△3,912	65,983

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資 産計
	その他 有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累計額	その他 の包括 利益累 計額合 計			
2024年4月1日残高	1,702	33	10,319	△766	11,290	16	21	91,926
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△345
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)								△14,275
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								5
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	839	△0	△538	128	428	△3	4	429
連結会計年度中の変動額合計	839	△0	△538	128	428	△3	4	△14,186
2025年3月31日残高	2,542	33	9,781	△638	11,718	13	25	77,740

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

(株)シマファインプレス、(株)海南精密、東洋紡糸工業(株)、SHIMA SEIKI EUROPE LTD.、SHIMA SEIKI U.S.A. INC.、島精機(香港)有限公司、SHIMA SEIKI ITALIA S.P.A.、島精榮榮(上海)貿易有限公司、SHIMA SEIKI SPAIN, S.A.U.、東莞島榮榮貿易有限公司、SHIMA SEIKI (THAILAND) CO., LTD.、SHIMA SEIKI KOREA INC.

#### (2) 非連結子会社の名称等

SHIMA SEIKI PORTUGAL, UNIPessoal LDA 他4社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

SHIMA SEIKI PORTUGAL, UNIPessoal LDA 他5社

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

###### a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法に基づく原価法を採用しております。

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

##### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### a. 製品・材料及び仕掛品

主として移動平均法を採用しております。

###### b. 貯蔵品

主として先入先出法を採用しております。

###### c. 商品（在外連結子会社）

主として個別法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また在外連結子会社は、債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### ③製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、今後発生する費用見込額を個別に見積り計上しております。

#### ④債務保証損失引当金

当社製品を購入した顧客のリース会社及び提携金融機関に対する債務保証に係る損失に備えるため、発生可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### ①商品及び製品の販売

当社グループは、横編機等の製造、販売を主な事業とし、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。輸出版売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。また、一部の販売契約については、割賦販売を行っており、重要な金融要素を含むと判断している割賦販売については、契約における取引日において顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積られる割引率を用いて、当該商品及び製品の販売価格より金利相当額の影響を排除する方法により、重要な金融要素を調整し取引価格を算定しております。

#### ②保守契約

保守サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、先物為替予約については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段  
先物為替予約取引
- ・ヘッジ対象  
外貨建金銭債権

c. ヘッジ方針

社内規程に基づき、外貨建取引における為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクをヘッジしております。取組時は、実需の範囲で行うことを原則とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象における通貨・期日等の重要な条件が同一であり、その後の為替相場及び金利相場の変動による相関関係は確保されているため、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

○会計方針の変更の内容及び理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されております。

○当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額  
純資産額に対する影響額はありません。

(重要な会計上の見積り)

## 1.貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 (流動資産) 1,612百万円

貸倒引当金 (固定資産) 9,468百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については原則として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当社グループは、主要な取引先等から決算書入手し、継続的に財務状況を把握しており、回収状況の適時な把握を通じて与信ランクの見直しを行い、今後の回収不能額を見積もっております。

当連結会計年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの経済環境等の変化により信用リスクが変化した場合には、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

## 2.固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 14,186百万円

無形固定資産 78百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については主に管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行っており、賃貸資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行い、資産又は資産グループごとに減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。減損損失の認識及び測定にあたっては、将来キャッシュ・フローの見積りを入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

### 3. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
商品及び製品	12,428
仕掛品	858
原材料及び貯蔵品	11,695
合計	24,982

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しており、直近の売却価格等に基づき算定した正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とするともに、取得原価と正味売却価額との差額を売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた在庫については、棚卸資産の過去の回転期間等を考慮して算定した評価減率に応じて定期的に帳簿価額を切り下げるとともに、当該切り下げ額を売上原価に計上しております。

棚卸資産の評価に用いた重要な仮定は、正味売却価額及び評価減率であります。

今後の市場環境の変化などにより、見積りの仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、棚卸資産及び売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

(棚卸資産の評価基準の変更)

当社は、棚卸資産の評価基準については、製造又は取得後一定期間を超えて保有する棚卸資産について、処分価額を個別に見積もり、帳簿価額を切り下げておりますが、コロナ禍以降の生産部材不足、材料価格の高騰や最近の当社製品の受注状況の変化に伴う棚卸資産の保有状況に鑑み、棚卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当連結会計年度より、一定の回転期間を超えて保有する材料については定期的に帳簿価額を切り下げる方法に変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上原価が16億66百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	37,391百万円
2. 土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法	
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。	
・再評価を行った年月日	2002年3月31日
・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	107百万円
3. 保証債務等	
取引先の機械購入資金ローン(所有権留保付)に関する保証	22百万円
リース債務に関する保証	10百万円
合 計	32百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	35,800,000	－	－	35,800,000

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	172百万円	5円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	172百万円	5円00銭	2024年9月30日	2024年12月3日

#### 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	172百万円	5円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

### 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式6,800株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください。また、短期間で決済されるために時価が帳簿価額に近似する金融商品である現金及び預金、買掛金、電子記録債務並びに短期借入金については注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形	14,654		
貸倒引当金（※1）	△667		
	13,986	13,754	△231
(2) 売掛金	20,687		
貸倒引当金（※1）	△942		
	19,744	19,578	△165
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,045	5,045	－
資産計	38,776	38,379	△397

(※1) 受取手形・売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,069百万円

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,045	—	—	5,045
資産計	5,045	—	—	5,045

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	13,754	—	13,754
売掛金	—	19,578	—	19,578
資産計	—	33,333	—	33,333

##### (1) 受取手形、売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、信用リスクを加味し、当該債権額についてリスクフリーレートを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

##### (2) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	横編機	デザインシステム 関連	手袋靴 下編機	計		
一時点で移転される財	23,229	2,817	756	26,803	5,425	32,228
一定の期間にわたり 移転されるサービス	—	—	—	—	291	291
顧客との契約から 生じる収益	23,229	2,817	756	26,803	5,716	32,520
外部顧客への売上高	23,229	2,817	756	26,803	5,716	32,520

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「3.会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	35,341
契約負債	1,536

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	280
1年超2年以内	178
2年超3年以内	81
3年超	27
合計	568

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,251円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 413円58銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

### 1.自己株式の取得および消却を行う理由

株主還元の充実および資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

### 2.取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数：1,000,000株（上限）  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：2.90%)
- (3) 株式の取得価格の総額：1,500百万円（上限）
- (4) 取得期間：2025年5月12日～2025年9月30日
- (5) 取得方法：東京証券取引所における市場買付

### 3.消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類：当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数：1,000,000株  
(消却前の発行済株式総数に対する割合：2.79%)
- (3) 消却後の発行株式総数：34,800,000株
- (4) 消却予定日：2025年10月31日

# 株主資本等変動計算書

( 2024 年4月1日から  
2025 年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
					研 究 開 発 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2024年4月1日残高	14,859	21,724	1,698	2,124	12,839	54	8,222	9,251
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								△345
当期純損失(△)								△9,729
自己株式の取得								
自己株式の処分			△1					
固定資産圧縮積立金の積立						2		△2
固定資産圧縮積立金の取崩						△9		9
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△1	-	-	△6	-	△10,068
2025年3月31日残高	14,859	21,724	1,696	2,124	12,839	48	8,222	△816

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年4月1日残高	△3,919	66,855	1,619	33	1,652	16	68,524
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△345					△345
当期純損失(△)		△9,729					△9,729
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	7	5					5
固定資産圧縮積立金の積立		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)			760	△0	760	△3	757
事業年度中の変動額合計	7	△10,069	760	△0	760	△3	△9,312
2025年3月31日残高	△3,912	56,786	2,379	33	2,413	13	59,212

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

##### ②子会社株式

総平均法に基づく原価法を採用しております。

##### ③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法に基づく原価法を採用しております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ①製品・材料及び仕掛品

移動平均法を採用しております。

##### ②貯蔵品

先入先出法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、今後発生する費用見込額を個別に見積り計上しております。

#### (4) 債務保証損失引当金

当社製品を購入した顧客のリース会社及び提携金融機関に対する債務保証に係る損失に備えるため、発生可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 製品の販売

当社は、横編機等の製造、販売を主な事業とし、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。また、一部の販売契約については、割賦販売を行っており、重要な金融要素を含むと判断している割賦販売については、契約における取引日において顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積もられる割引率を用いて、当該製品の販売価格より金利相当額の影響を排除する方法により、重要な金融要素を調整し取引価格を算定しております。

##### (2) 保守契約

保守サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、先物為替予約については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

###### ①ヘッジ手段

先物為替予約取引

###### ②ヘッジ対象

外貨建金銭債権

##### (3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、外貨建取引における為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクをヘッジしております。取組時は、実需の範囲で行うことを原則とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象における通貨・期日等の重要な条件が同一であり、その後の為替相場及び金利相場の変動による相関関係は確保されているため、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1.貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金(流動資産) 416百万円

貸倒引当金(固定資産) 2,790百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積り)貸倒引当金」の内容と同一であります。

2.固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 12,121百万円

無形固定資産 61百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積り)固定資産の減損」の内容と同一であります。

3.棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
製品	9,010
仕掛品	608
原材料及び貯蔵品	10,358
合計	19,977

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積り)棚卸資産の評価」の内容と同一であります。

(会計上の見積りの変更)

(棚卸資産の評価基準の変更)

当社は、棚卸資産の評価基準については、製造又は取得後一定期間を超えて保有する棚卸資産について、処分価額を個別に見積もり、帳簿価額を切り下げておりますが、コロナ禍以降の生産部材不足、材料価格の高騰や最近の当社製品の受注状況の変化に伴う棚卸資産の保有状況に鑑み、棚卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当事業年度より、一定の回転期間を超えて保有する材料については定期的に帳簿価額を切り下げる方法に変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の売上原価が16億66百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が同額増加しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	30,890百万円
2. 保証債務等	
取引先の機械購入資金ローン（所有権留保付）に関する保証	22百万円
リース債務に関する保証	10百万円
	合 計
	32百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,522百万円
長期金銭債権	4,554百万円
短期金銭債務	10,580百万円
4. 土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法	
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。	
・再評価を行った年月日	2002年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	107百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	12,354百万円
仕 入 高	2,158百万円
営業外取引高	764百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式 (株)	1,283,801	533	2,600	1,281,734

(注) 自己株式の増加533株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
自己株式の減少2,600株は、新株予約権行使による減少であります。

## 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	9,321百万円
減損損失	2,827百万円
関係会社株式評価損	2,259百万円
貸倒引当金	992百万円
投資有価証券	263百万円
退職給付引当金	351百万円
賞与引当金	304百万円
棚卸資産評価損	522百万円
製品保証引当金	90百万円
その他	223百万円
繰延税金資産小計	17,158百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,321百万円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△7,836百万円
評価性引当額小計	△17,158百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	327百万円
その他有価証券評価差額金	640百万円
固定資産圧縮積立金	21百万円
その他	3百万円
繰延税金負債合計	993百万円
繰延税金負債の純額	993百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱シマファインプレス	和歌山県和歌山市	(百万円)60	繊維機械部品等のプレス加工及び製造	所有直接100%	当社製品の部品等のプレス加工及び製造	部品の仕入	1,456	買掛金	888
	東洋紡糸工業㈱	大阪府泉北郡	(百万円)100	繊維原料の製造及び販売	所有直接100%	資金の貸付 資金の貸付材料の仕入	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	567 255 15	その他流動資産(短期貸付金) 長期貸付金	291 3,473
	島精機(香港)有限公司	中国香港	百万香港ドル1,508	繊維機械の販売及びアフターサービス	所有直接100%	当社製品の販売及びアフターサービス	当社製品の販売 資金の返済 利息の支払	7,811 184 418	売掛金 短期借入金	177 8,249
	SHIMA SEIKI ITALIA S.P.A.	イタリアミラノ	(千ユーロ)2,000	繊維機械の販売及びアフターサービス	所有直接100%	当社製品の販売及びアフターサービス	当社製品の販売	2,374	売掛金	2,223

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 販売子会社に対する販売条件につきましては、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (2) 東洋紡糸工業㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	和島興産(株)	和歌山県 和歌山市	80	不動産管理 賃 貸 業	被所有 直 接 8.71%	不動産の賃借	建物の賃借	101	保 証 金	9
役員及び その近親 者	島正博	—	—	当社名誉会長	被所有 直 接 3.10%	顧問契約	顧問料の支払	29	—	—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 和島興産(株)は、当社代表取締役社長 島三博が議決権の100%を直接保有しております。
- (2) 建物の賃借料については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づいて決定しております。
- (3) 顧問料については、過去の経験等を総合的に勘案し、双方協議のうえ締結した契約書に基づき決定しております。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,715円01銭
2. 1株当たり当期純損失 281円88銭

## 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

### 1.自己株式の取得および消却を行う理由

株主還元の充実および資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

### 2.取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数：1,000,000株（上限）  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：2.90%)
- (3) 株式の取得価格の総額：1,500百万円（上限）
- (4) 取得期間：2025年5月12日～2025年9月30日
- (5) 取得方法：東京証券取引所における市場買付

### 3.消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類：当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数：1,000,000株  
(消却前の発行済株式総数に対する割合：2.79%)
- (3) 消却後の発行株式総数：34,800,000株
- (4) 消却予定日：2025年10月31日